

本校は、専門実践教育訓練施設です（厚生労働大臣指定）

専門実践教育訓練給付制度（要申請）

◆支給の対象となる方（以下全ての要件を満たす方）

- 雇用保険の被保険者である方（在職者）、または被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（※ 妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方
- 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回の場合は2年以上）ある方
- 前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方

専門実践教育訓練給付金として

本校の場合（3年課程、参考程度）

受講中に約120万円受給（1年に40万円上限）、卒後、資格取得し就職したら追加で約48万円受給。令和7年度以降入学生からは、卒業後就職時に入学前の基本手当日額が5%upしたら追加で24万円を追加受給。

$120 + 48 + 24 = 192$ 万円をハローワークより受給

（本校教育訓練経費は約308万円：3年間で）約62.3%が戻ります。

さらに

支援給付金として

専門実践教育訓練を受給する45歳未満の離職者のうち

一定の要件を満たす方は、**教育訓練支援給付金制度**の対象となり、訓練期間中の受講支援として雇用保険の基本手当日額の60%を**訓練受講中に2か月ごとに**受給する事ができます。

（ただし出席率が8割を下回ると停止となります）

個人差有（例えば、基本手当日額が約5000円とすると、6割で約3000円。**2カ月で約18万円受給**）

（詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください）

専門実践教育訓練給付金（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

専門実践教育訓練給付金（よくある質問）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077164.html>